

直結給水への切りかえについて

現在、受水槽を経由して給水をおこなっている建物（施設）について、配水管の整備状況や水圧測定結果等の諸条件を満たせば、受水槽を経由せずに直接給水する方式（直結給水）に変更することが可能です。

詳しくは、水道部までお問い合わせください。

なお、直結給水に要する申請や工事等の費用はお客様のご負担となります。

直結給水の

長所

短所

長所

- ①受水槽の設置スペースが不要
- ②衛生上の不安が解消し、安全でフレッシュな水が供給される
- ③貯水槽の清掃や維持管理費用が不要

短所

- ①配水管の工事・事故などによる断水時には給水停止となる
- ②災害時などの際のストック機能がなくなる

◆水質検査機関◆

水道法に基づく厚生労働大臣の登録水質検査機関（千葉県に事業所があるもの）

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
(一財)千葉県薬剤師会検査センター	千葉市中央区中央港1-12-11	043-242-3833	東京テクノカル・サービス㈱	浦安市今川4-12-38-1	047-354-5337
(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港1-11-1	043-246-2078	(株)ユーベック	木更津市久津間613	0438-41-7878
(株)上総環境調査センター	木更津市潮見4-16-2	0438-36-5001	株式会社ドライ・ソリューションズ	習志野市東習志野3-15-11	047-477-5300

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき柏市（保健所）に登録している事業者

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
ケー・エス環境研究所(株)	柏市篠籠田 1455-25	7146-2345	東京公害防止(株)	柏市豊四季 508-53	7174-6446
(株)ティ・エヌケミスト	柏市高田 1114-5	7141-0622			

◆貯水槽の清掃業者◆

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき柏市（保健所）に登録している事業者

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
(株)沼南清掃	柏市藤ヶ谷1215-4	7191-5674	(株)アミット・テン	柏市五條谷49-1	7190-1121
(株)岡田電機水道	柏市大室1218	7131-5004	(株)阪東設備サービス	柏市大津ヶ丘1-54-11-501	7193-0848
(株)グリーン住工	柏市花野井746-281	7133-1688	(株)ギケン	柏市柏の葉2-1-10	7135-6300
(株)和光商事	柏市松ヶ崎95-18	7133-3056	東京公害防止(株)	柏市豊四季508-53	7174-6446
(株)イーエムシステム	柏市西柏台1-8-5	7152-9397	(株)キョウセツ	柏市南増尾4-17-5	7175-7043
日本高圧洗浄(株)	柏市西山2-23-5	7160-7233	日本設備管理(株)	柏市高田1376	7143-2902
柏ビル管理(株)	柏市若葉町3-3	7163-5701	(株)サン商会	柏市豊上町29-4	7147-3311
京葉管理事業(株)	柏市大津ヶ丘1-46-8	7190-2131	東葉ビル管理(株)	柏市北柏3-5-1	7163-0001
(株)アクト・ツワン 柏支店	柏市柏3-9-21 山崎ビル201	7157-2800	(株)和幸ビルサービス	柏市酒井根628-28	7176-6372

※令和2年8月18日現在

■お問い合わせ先

柏市水道部（給水課）

所在地：〒277-0025

柏市千代田1丁目2番32号

電話：04-7166-3182（直通）

簡易専用水道・小規模簡易専用水道に関すること

柏市保健所（生活衛生課）

所在地：〒277-0004

柏市柏下65-1 ウェルネス柏内

電話：04-7167-1259

令和2年10月 柏市水道部

貯水槽水道の衛生管理

貯水槽水道を
正しく管理
しましょう

柏市
水道部



**貯水槽水道の
衛生管理は
設置者の責任です**

貯水槽水道とは、水道水をいったん貯水槽（受水槽、高置水槽）に貯めてから建物の利用者に供給される施設の総称です。

貯水槽水道で受水槽の有効容量が10m³を超える施設は、「簡易専用水道」として水道法で管理が定められ、柏市保健所が指導にあたります。

有効容量が10m³以下の施設は、柏市水道事業給水条例で設置者（所有者または管理者）の管理及び検査に関する責任を定めており、建物利用者50人以上（これを「小規模簡易専用水道」といいます）は柏市保健所で、建物利用者49人以下は柏市水道部が、連携して指導にあたります。

貯水槽水道の管理が不十分だったり、異常があった場合には、水が濁ったり、異臭味がすることがあります。貯水槽水道は飲料水のための大切な設備ですので、設置者は水道法や市条例に基づき点検や清掃、検査などを行い、適切な管理につとめてください。

**毎年1回以上は
受水槽・高置水槽の
清掃・点検を
実施しましょう！**

■受水槽や高置水槽などの貯水槽の清掃や点検は、毎年1回以上定期的に実施しましょう。

- 毎日使う貯水槽の内部は、少しずつ汚れていきます。壁面や内部の清掃、消毒を行い、いつも清潔にしておきましょう。
- 清掃や消毒には、専門的な知識と技術・機器が必要です。法律に基づき、柏市に登録している貯水槽の清掃業者に依頼してください。



大きな事故を防ぐため、日常の点検を！

Check! 1

貯水槽周辺は、清潔で整理・整頓され、汚染の原因になるものは置いてありませんか？

Check! 2

フタは、防水密閉型できちんとカギがかかっていますか？また、フタの防水パッキンは傷んでいませんか？

**貯水槽の
管理のポイント**

Check! 3

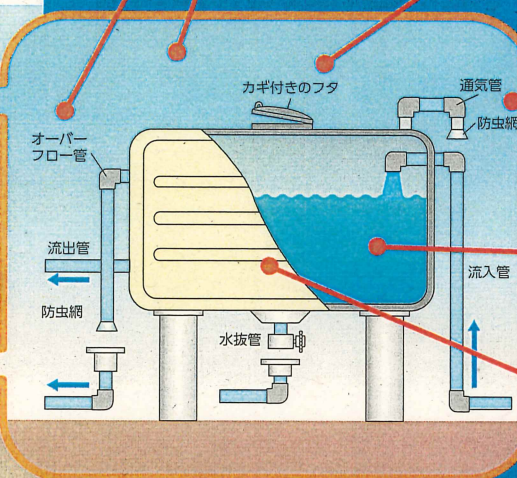
オーバーフロー管や通気管の防虫網は付いていますか？また、傷んでいませんか？

Check! 4

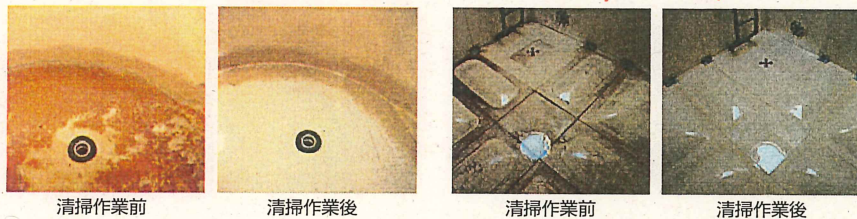
貯水槽内に、沈殿物や浮遊物はありませんか？

Check! 5

貯水槽にひび割れや水漏れはありませんか？



貯水槽タンク内は清掃作業前後でこれだけ変わります！



**水に異常を感じたら、
すぐに次の措置を！**

■貯水槽の水に汚染事故等が発生したり・異常を感じたら、すぐに次の措置をおこなってください。

- ① 利用者に対して、ただちに飲用に利用しないように周知し、必要があれば給水を停止してください。
- ② 柏市水道部または柏市保健所に連絡し、助言を受けてください。（原因がポンプの故障やタンクの破損による場合には、直接メンテナンス会社や水道工事店にご依頼ください）
- ③ 給水を停止した場合は、柏市水道部と協議し、飲料水を確保してください。

